

## － 第18回 こだま千本桜まつり 出店要項－

本庄市の春を彩るお花見スポット『こだま千本桜』は、昭和40年代半ば、地元の有志で植樹がはじまり、その後、青年会や老人会、自治会、各種団体等の協力を得て、地域の皆さまに大切に愛され育ち、半世紀が経ちました。

また、「この桜並木を多くの方に知ってもらいたい。」と企画運営されてきた『こだま千本桜まつり』については、今年で18回目を迎えます。

今年の『こだま千本桜まつり』のコンセプトは「心ときめくお花見を…」です。お花見に訪れた皆さまが春の訪れを楽しみ、心華やぐイベントを目指します。

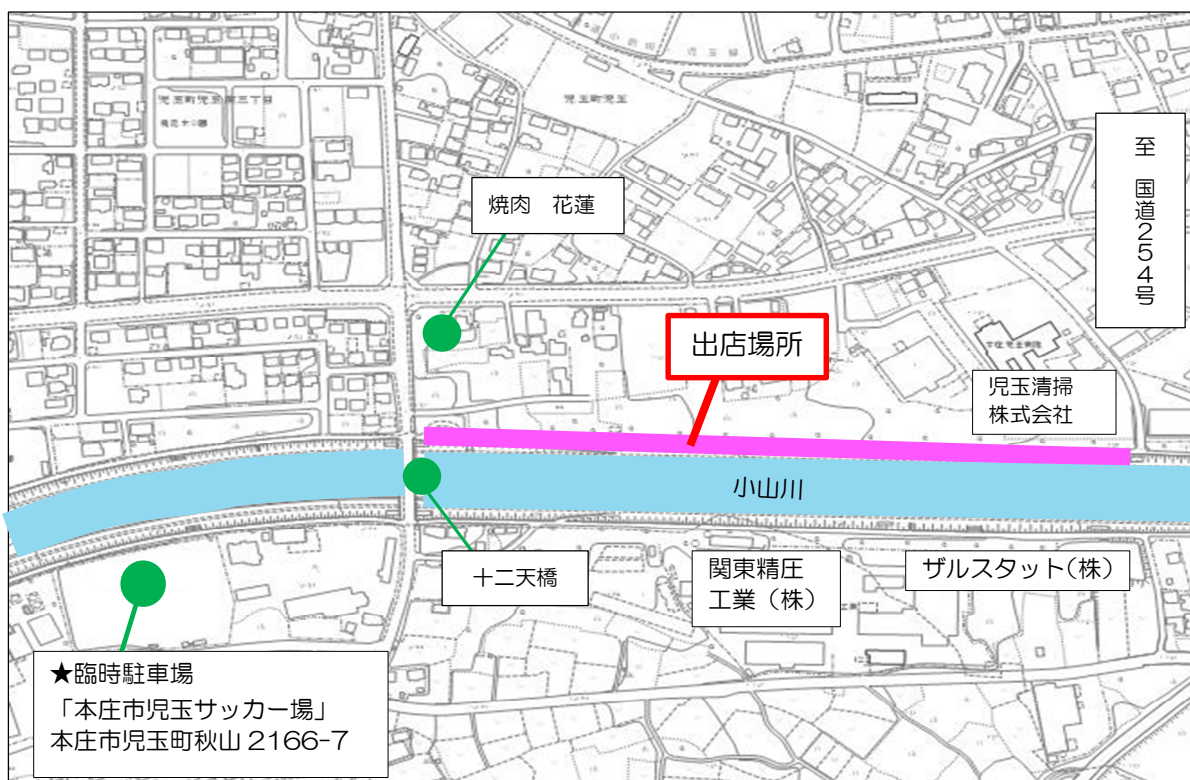
当イベントの開催にあたり、出店を通し、『こだま千本桜』、そして、本市の魅力をご一緒にPRしていただくことのできるお店を別紙のとおり募集いたします。



## 1. 【開催概要】

観光協会HP

- ・タイトル 第18回 こだま千本桜まつり
- ・開催場所 本庄市児玉町児玉地内 小山川河畔 十二天橋下流左岸
- ・開催日時 令和7年 3月30日(日) 10:00~15:00 ※雨天決行
- ・募集店舗 25店舗(予定)
- ・内容 飲食販売  
ワークショップ  
ステージイベント等の開催
- ・実施 こだま千本桜まつり実行委員会
- ・出店場所 以下のとおり



## 【出店の申込みについて】

以下の①～⑤提出書類を、**郵送** または **メール** にてお申し込みください。

**※以下【提出書類】②を除き、携帯電話等のスクリーンショットでの提出は受付不可**

## 【提出書類】

- ①出店申込書（※本庄市観光協会HPよりダウンロード可）
- ②出店代表者の写真付き身分証明書の両面の写し（※有効期限内のもの）  
例）運転免許証明の写し 等
- ③直近の保菌検査（検便）の検査成績書の写し（※飲食物の販売者のみ）
- ④営業許可証の写し（※飲食物の販売者のみ）
- ⑤「車内設備図」および販売風景の写真（※移動販売車のみ）

※当イベントに使用する移動販売車で令和6年11月1日～12月10日の間に  
出店したイベント名称・主催者連絡先を①出店申込書の余白等に記載のこと  
（主催者へ照会する場合があります）。  
また併せて、当車両にて販売を実施したことを確認できる写真を提出のこと。

【申込締切日】 **申込期限：令和7年 1月24日（金）必着**

【郵送での申込み】 提出書類を同封のうえ、以下へお送りください。

（送付先） 〒367-0298 埼玉県本庄市児玉町八幡山368  
本庄市役所 経済環境部 支所環境産業課内  
「こだま千本桜まつり実行委員会」宛

【メールでの申込み】 提出書類を添付のうえ、以下へお送りください。

（アドレス） kdm-sangyo@city.honjo.lg.jp  
メール件名に「こだま千本桜まつり出店希望」と記載



## 【出店可否について】

こだま千本桜まつり実行委員会にて出店選考結果を**令和7年2月中**に郵送いたします。  
※申込み状況、選考結果等に関するお問い合わせは、一切承れません。



## 【出店許可証の送付について】

出店許可証および駐車券、スケジュール等を**令和7年3月20日頃**に郵送いたします。  
※出店可能な場合のみ

### 3. 【出店資格】

出店資格については、以下のとおりです。

- ・本庄市内で、**実店舗**（または移動販売車）**を所有し、当申込日から起算し、3年以上、店舗営業を行っている飲食店または事業者**
- ・本庄市内において生産を行っていることが客観的に確認できる農林水産物生産者（※各法律に抵触しない場合のみ）
- ・本庄市内に店舗がある政治、宗教および営利を目的としない活動団体
- ・本庄市の観光PRを積極的且つ協働で活動中の行政機関、法人登録のある団体（※学校・自治会等を含む）
- ・本庄市内や近郊に活動拠点があるクラフト・伝統工芸品を制作する団体・個人・グループ
- ・本市の観光振興の推進を協働で活動中の行政機関、法人登録のある団体等

**※詳細は下記を参照ください。**

- 1) 申込多数の場合は、こだま千本桜まつり実行委員会にて抽選・選考となります。
- 2) 申込みは、写真付き身分証明書にて国内の現住所の確認できる方に限ります。
- 3) 申込者やその関係者が暴力団等の反社会的勢力の構成員および関係者でないこと。  
また、このことについて、警察署等に照会することに承諾のこと。
- 4) 政治、宗教、ネットワークビジネスなどの普及・勧誘活動は禁止いたします。
- 5) **無店舗、一時的または季節的に飲食・物販を行う場合は、出店できません。**
- 6) 虚偽の申請や出店申込書等の記載事項に疑義が生じた場合は、今後も含め出店不可。
- 7) **当桜並木のある児玉町内において商業・法人登録のある事業所の振興を考慮・優先し、出店の選考を行います（※但し、確定申告書等により、前年の営業所得等の確認ができる場合のみ。事業の停止、休業の事業者は出店不可。また当項は各関係機関に照会させていただきます）。**
- 8) **出店の権利を他人（他社）に譲渡はできません。**
- 9) 本人（法人の場合は代表者）以外の応募はできません。また、イベント当日に従事者が異なる場合は退店となります。
- 10) **クラフト・伝統工芸品を販売する場合は、自ら製作したものであること。**
- 11) 落選した出店者などが当選した出店者に合流し出店することはできません。
- 12) **会場内での出店の位置については、指定はできません。**
- 13) 販売商品や企業PRの実施については、原則として主たる事業に関わるものとする。
- 14) **販売商品の食事後に出たゴミ、使用后等に出たゴミの回収・持ちかえりに協力できること。また各種感染症等の対策（消毒液の設置など）に協力ができること。**
- 15) 荒天等の影響等により、開催中止となる場合がございます。予めご了承ください。